

# リース会計 - 公開草案の 公表：ほとんどのリースが オンバランスに

## 重要ポイント

- ▶ IASB 及び FASB は、借手に関して、ほとんどのリースから生じる資産及び負債の貸借対照表への認識を求める提案を行った。
- ▶ リースに関する収益及び費用をどのように認識するかを決定するために、リースを分類することになる。また、リースの分類は貸手における貸借対照表の表示科目にも影響を及ぼす。
- ▶ リースの分類は、リース対象資産の経済的便益のうちリース期間にわたって借手が費消する部分に基づいて行うことになる。
- ▶ IASB 及び FASB は本プロジェクトに関し、今後多くのアウトリーチ活動を実施することを予定している。公開草案に対するコメント募集期限は、2013 年 9 月 13 日である。

## 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) (以下、両審議会) は、2013 年 5 月 16 日に、公開草案「リース」を公表した。本公開草案では、借手にほとんどのリースをオンバランスすることを求める使用権モデルが提案され、貸手におけるリースの会計処理にも影響を及ぼすことになる。

両審議会は、今後多くのアウトリーチ活動を実施する予定である。なお、コメント募集に向けた今回の公開草案による提案を公表することに IASB は圧倒的多数で賛成したが、FASB では 7 人のメンバーのうち 3 人が今回の提案に反対した。さらに、公表に賛成したレスリー・シードマン FASB 議長は、2013 年 6 月末をもって任期満了により、議長を退任する予定である。

## 主な留意点

公開草案の適用範囲は現行基準とは異なる。リースは、対価の支払いと交換に、一定期間にわたってある資産を使用する権利を移転する契約と定義され、このような契約は以下の 2 つの要件を満たす必要がある。

- 1) 契約で明確に示されているか、又は暗黙のうちに示されるかにかかわらず、使用される資産が明確に区別されている (例: 建物の 1 つのフロア等の資産の物理的な一部)。
- 2) 使用を支配する権利が移転する。

契約により、顧客がその期間にわたって以下を行うことができるならば、識別された資産の使用を支配する権利が移転していることになる。

- 1) 自由に資産を使用することができる。
- 2) 資産の使用により便益を得ることができる。

このような支配の概念により、両審議会が共同で進めている収益認識プロジェクトにおける支配概念と整合させることが意図されている。

## 弊社のコメント

識別された資産に関する要件は、現行のリース会計における「特定の資産」の考え方とおおむね整合している。資産の「使用を支配する権利」に関する要件は、現行の「使用权」概念とは異なると考えられる。したがって、現行基準においてリースとして会計処理されている契約であっても、公開草案ではリースとならない場合もあると考えられる。

以下のリースの定義に関する公開草案の設例は、このような定めを検討する際の具体例として役立つものである。

### コーヒーサービスに関する契約 – Leases Exposure Draft - May 2013: Illustrative Examples: Example 2 を一部改編

#### 背景

ある企業（顧客）が、ベンダーマシンによるコーヒーサービスに関する 2 年間の契約を供給業者と締結する。当該供給業者は 25 台のコーヒーのベンダーマシンを顧客のオフィスに設置し、このベンダーマシンはコーヒーを提供するために必要な消耗品と合わせて使用される。当該コーヒーマシンは供給業者が提供するコーヒーの消耗品を用いることによるのみ機能し、これらの消耗品を用いて使用する以外に、顧客はコーヒーマシンを使用することができない。供給業者がコーヒーマシンの修理・保守点検に責任を負い、顧客企業の従業員が飲みたいコーヒーを選択し、それに従い、コーヒーマシンによりコーヒーが提供される。

#### 結論

契約にはリースは含まれていない。

#### 結論の理由

コーヒーの提供はコーヒーマシンの使用状況に左右されるが、契約によりマシンの使用を支配する権利が顧客に移転することはない。なぜなら顧客は、マシン自体の使用から便益を引き出す能力を有することはなく、マシンは供給業者が提供する消耗品を同時に使用してのみ機能するためである。マシンは、消耗品なしでは顧客が使用することができず、何の価値も生み出さない。マシンはコーヒーサービスの提供に付随するものであり、マシンと消耗品が一体となって、2 年間の契約期間にわたり、顧客にコーヒーサービスが提供される。

## エネルギー/電力に関する契約 – Leases Exposure Draft - May 2013: Illustrative Examples: Example 5 を一部改編

### 設例 5A: 背景

顧客は、今後 20 年にわたり新たな発電所で発電される電力のほとんどすべてを購入する契約を締結する。当該発電所は供給事業者が所有しており、必要な電力が他の発電所から供給されることはない。供給事業者と顧客は共に、発電所の建設以前の設計段階から関与していた。顧客は、発電事業において一般的と認められる運転実務に従い、発電所を運転・保守点検するか、あるいは他の事業者を選任して、発電所を運転・保守点検させることができる権利を有している。

### 結論

契約にはリースが含まれる。

### 結論の理由

顧客は発電所を 20 年にわたり使用する権利を有している。契約の履行は発電所の使用状況に左右される。電力が他の発電所から供給されることはない。

以下の理由により、顧客は発電所の使用を支配する権利を有している。

- (a) 顧客は発電所の使用を左右できる能力を有している。顧客は、発電所の設計段階から関わっていること、及び発電所を運転・保守点検する他の事業者を選任することの双方により、発電所の運転方法を決めている。顧客が発電所の設計・保守点検に関して意思決定できる権利をもつことにより、契約期間全体を通じて発電所の使用から生み出される経済的便益に対し最も重要な影響を及ぼす発電所の使用に関して決定する能力を顧客に与えることになる。他の事業者が発電所の日常運転を行うことがあるが、これは顧客が行った発電所の使用に関する決定を実行しているにすぎない。
- (b) 顧客は発電所を使用することにより便益を生み出す能力を有している。顧客は 20 年という契約期間全体にわたり、発電所から発電される電力のほとんどすべてを取得する権利を有している。

### 設例 5B: 背景

ある顧客は電力供給事業者から、特定の発電所で発電される電力のほぼすべてを 3 年間にわたり購入する契約を締結する。当該発電所は供給事業者により所有・運転され、供給事業者は契約のための電力を他の発電所からの電力によることはできない。顧客との契約を締結する数年前に当該発電所は建設され、建設時点では供給事業者が発電所の設計を行っていたため、顧客は発電所の設計には関与していない。顧客は供給事業者に給電指令を出し、当該指令には顧客に供給される電力量及びその時期が詳細に定められている。供給事業者は、発電事業において一般的と認められる運転実務に従って発電所の日々の運転・保守点検を実施する。顧客と供給事業者は、契約の開始時点で発電所の保守点検計画に合意する。顧客の意思決定権限のみが給電指令に影響し、供給事業者は、顧客が引き取らない電力については他の顧客に販売することができる。

### 結論

契約にはリースは含まれていない。

### 結論の理由

契約の履行は発電所の使用状況に左右されるが、顧客は発電所の使用を左右できる能力を有していないため、発電所の使用を支配する権利を有することはなく、供給事業者がこの能力を有しており、発電所の運転に関する決定をすべて行う。発電の時期を決定するという顧客の権利は、発電所からの電力供給を決める能力を顧客に与える。しかし、顧客には他のいかなる決定権限もないため、発電所の使用を左右できる能力を有していない。

契約のリース要素とリース以外の要素（例：サービス）は、通常、別個に会計処理されることになる。借手は可能であれば、各要素に関して観察可能な個別の価格を入手し、残余の対価部分を、価格が観察可能ではない要素に配分することになる。すべての要素に関して観察可能な個別の価格が存在しない場合には、契約におけるすべての要素を単一のリース要素として会計処理する（すなわち、リース支払額をリース要素とリース以外の要素に区分しない）。

両審議会は貸手に関しては必要な情報がすべて入手できると考えていることから、貸手はすべての構成要素につき個別に会計処理することが求められる。

更新オプションを含めた最長リース期間が12カ月以下であるリース（短期リース）に関しては、借手及び貸手は、資産の種類ごとに、現在のオペレーティング・リース会計に類似する方法を適用する会計方針を選択することができる。

## リースの分類

リースの分類により、リース関連収益及び費用がどのように認識されるかが決まる。一方でリースの分類は、貸手における貸借対照表の計上科目にも影響を及ぼす。借手及び貸手は同じ原則を用いて、リースをタイプ A 又はタイプ B に分類する。この分類は、資産の経済的便益のうちリース期間にわたり借手により費消されることが見込まれる部分に基づいて判断される。

分類が複雑にならないよう、両審議会は、リースされる資産の性質に基づいて、以下のとおり分類することを提案した。

- ▶ 不動産（例：土地や建物、建物の識別可能部分）のリースは、以下のいずれかの要件に該当しないかぎり、タイプ B リースに分類される。
  - ▶ リース期間が資産の残存耐用年数の主要な部分を占める。
  - ▶ リース料の現在価値が資産の公正価値のほとんどすべてを占める。
- ▶ 不動産ではない資産（例：設備）のリースは、以下のいずれかの要件に該当しないかぎり、タイプ A リースに分類される。
  - ▶ リース期間が資産の耐用年数全体に占める割合が重要でない。
  - ▶ リース料の現在価値が、資産の公正価値と比べて重要でない。

公開草案による提案では、不動産要素と不動産以外の要素の両方を含むリース（例：地上に据え付けられている貯蔵タンクのリース）については、リースに含まれる主要な資産の性質に基づいて分類される。

### 弊社のコメント

IASB メンバー及び FASB メンバー共に、リースの分類に関しては様々な見解を持っており、再審議で当該論点について改めて検討する可能性がある旨を示唆している。

以下のリースの分類に関する公開草案の設例は、このような定めを検討する際の具体例として役立つものである。

### **設備リースの分類 – Leases Exposure Draft - May 2013: Illustrative Examples: Example 12 を一部改編**

ある借手は、経済的耐用年数が 12 年である設備を 2 年間リースする。このリース料は年間 9 百万円であり、リース料支払総額の現在価値は、貸手が借手に課す利率を用いて計算すると 16 百万円になる。リース開始日時点の設備の公正価値は 60 百万円である。

借手は以下の理由により、当該リースはタイプ A リースに該当すると判断する。

- (a) リースの対象となる資産は、不動産ではない。
- (b) リース期間が設備の経済的耐用年数に占める割合は、重要でないとはいえない。
- (c) リース開始日の設備の公正価値と比して、リース料総額の現在価値は、重要でないとはいえない。

### **商業用不動産リースの分類 – Leases Exposure Draft - May 2013: Illustrative Examples: Example 13 を一部改編**

ある借手は、15 年のオフィスビルのリースを行う。リース開始日時点の残りの経済的耐用年数は 40 年である。このリース料は年間 30 百万円であり、リース料支払総額の現在価値は、借手の追加借入利率（貸手が借手に課す利率を借手が容易に算定することができない）を用いて計算すると 300 百万円になる。リース開始日時点の不動産の公正価値は、400 百万円である。

借手は以下の理由により、当該リースはタイプ B リースに該当すると判断する。

- (a) リースの対象となる資産は、不動産である。
- (b) リース期間は、不動産の残存耐用年数の主要な部分を占めるものではない。
- (c) リース料支払総額の現在価値は、不動産の公正価値のほとんどすべてを占めるものではない。

## 借手における会計処理

### 当初測定

借手は、リース料支払債務に関するリース負債及びリース期間にわたり原資産を使用できる権利に関する使用権資産を認識する。

リース負債は、実質的に固定されているリース料総額の現在価値（貸手が借手に支払うリース・インセンティブを控除後）に以下を加えた額になる。

- ▶ 指数又は料率によって決まる変動支払額
- ▶ 残価保証により支払いが見込まれる金額
- ▶ 一定の購入オプションの行使価格
- ▶ 一定のリース解約違約金

業績又は使用量に基づいて決定される変動リース料は、リース負債の計算から除外し、発生時に損益計算書に計上する。

使用権資産は、リース負債に前払リース料（受領したリース・インセンティブを控除後）及び借手にリース契約に際して発生する直接コスト（例：手数料及び弁護士費用）を加えた金額に基づいて取得原価で測定される。

### 当初測定後の測定

タイプ A 又はタイプ B に関係なく、借手は、実効金利法を用いてリース負債を増加させ、リース料の支払いに応じて、リース負債を減額する。

使用権資産の当初認識後の測定は、リースのタイプにより異なる。

タイプ A リースでは、借手の費消パターンをより適切に表す他の規則的な方法がないかぎり、使用権資産は定額法により償却される。リース負債の金利費用と使用権資産の償却額の合計金額は、通常、リース期間の初期の方が大きくなる。

タイプ B リースでは、資産の変動額は、特定の期間における定額費用（現行のオペレーティング・リースの定額費用に類似する）とリース負債から生じる利息費用との差額となる。

なお使用権資産については、IAS 第 36 号「資産の減損」による減損テストを実施する。

### 表示

各タイプのリースの使用権資産及びリース負債は、貸借対照表又は注記のいずれかにおいて、それぞれ別個に、また他の資産や負債とは区別する形式により表示又は開示する。タイプ A リースの償却費用と利息費用は、損益計算書に個別に表示し、タイプ B リースの期間費用は、リース料又は賃借料として、単一の科目で表示する。

## 借手における会計処理及びリース期間変更の会計処理 – Leases Exposure Draft - May 2013: Illustrative Examples: Example 14 を一部改編

### 1. 使用权資産・リース負債の会計処理

借手は、ある資産について、5年の延長オプションが付された、10年間のリースを行う。はじめの10年の年間リース料は50,000千円、延長期間の年間リース料は55,000千円であり、いずれも毎年期首に前払いされる。また、借手にはリース契約に際して発生する直接コストとして15,000千円が発生する。

借手はリースの開始日に、延長オプションを行使する重要な経済的インセンティブは存在しないと判断し、リース期間は10年であると判断する。

貸手が借手に課す利子率は、借手にとって容易に入手できない。借手の追加借入利子率は5.87%であり、この率は、本リースのために同一通貨で同一期間かつ同種の担保で借手が借入を行う際の固定利率を反映したものである。

リース開始日に、借手は第1年度の年間リース料及びリース契約に際して発生する直接コストを支払い、年間リース料(50,000千円)の残り9年分の支払総額を5.87%で割り引いて算出される現在価値342,017千円でリース負債を測定する。

借手はリース資産と負債を以下のとおり認識する。

		(単位：千円)
(借方) 使用权資産	407,017 (342,017 + 50,000 + 15,000)	
	(貸方) リース負債	342,017
	(貸方) 現金 (初年度のリース料支払い)	50,000
	(貸方) 現金 (リース契約に際して発生する直接コスト)	15,000

借手は第1年度に、リースの分類に応じてリース費用を以下のとおり計上する。

#### リースがタイプ A に分類される場合

借手は、使用权資産の将来の経済的便益をリース期間にわたり均等に費消すると見込んでいるため、使用权資産を定額法で償却する。

		(単位：千円)
(借方) 利息費用	20,076 (5.87% × 342,017)	
	(貸方) リース負債	20,076
(借方) 償却費用	40,702 (407,017 ÷ 10)	
	(貸方) 使用权資産	40,702

第1年度末における借手の使用权資産の帳簿価額は、366,315千円(407,017千円 - 40,702千円)になる。

#### リースがタイプ B に分類される場合

借手は、リース費用総額が500,000千円(リース期間のリース料支払総額)に15,000千円(リース契約に際して発生する直接コスト)を加えた金額になると判断する。したがって、計上すべき毎期のリース費用は、51,500千円(515,000千円 ÷ 10年)となる。

		(単位：千円)
(借方) リース費用	51,500	
	(貸方) リース負債	20,076 (5.87% × 342,017)
	(貸方) 使用权資産	31,424 (51,500 - 20,076)

第 1 年度末における借手の使用権資産の帳簿価額は、375,593 千円(407,017 千円- 31,424 千円)になる。

なお、第 1 年度末における借手のリース負債の帳簿価額は、リースがいずれに分類されるかに関係なく、362,093 千円(342,017 千円+ 20,076 千円)になる。

第 2 年度の期首に借手は、第 2 年度分の年間リース料を支払い、以下のとおり計上する。

(単位：千円)

(借方) リース負債	50,000
(貸方) 現金	50,000

## 2. リース期間変更の会計処理 (第 6 年度)

第 6 年度に借手はリース資産に大幅な造作を加える。この造作により、当初の 10 年という解約不能期間が満了しても、借手にとって重要な経済的価値が存在すると見込まれる。なぜなら、借手にとっては、造作を行ったことにより、同額でリース可能な他の資産より、当該資産を用いるほうがより大きな効用をもたらすためである。したがって、第 6 年度末において、借手は、リースを延長するオプションを行使する十分な経済的インセンティブが存在すると結論付ける。借手の第 6 年度末における追加借入利率は 7.83%となる。リース期間は変更されるが、借手はリースの分類を再検討しない。

リース期間変更による会計処理を考慮する前の第 6 年度末におけるリース負債は、183,972 千円(50,000 千円/年の残り 4 年のリース料支払総額を 5.87%で割り引いて算出される現在価値)となる。リースがタイプ A に分類される場合には借手の使用権資産は 162,806 千円となり、タイプ B に分類される場合には 189,971 千円となる。

借手はリース負債を再測定する。リース負債は 355,189 千円 (当初の年間リース料 50,000 千円×4 年+更新期間の年間リース料 55,000 千円×5 年を 7.83%で割り引いた金額)となる。借手はリース負債に関して、再測定後の金額 355,189 千円から現在の帳簿価額 183,972 千円を差し引いた金額 171,217 千円だけ増加させ、この増加に対応するように、追加の権利のコストを反映させる形で使用権資産の金額を調整することになる。具体的には、以下のとおり処理される。

(単位：千円)

(借方) 使用権資産	171,217
(貸方) リース負債	171,217

この調整により、借手の使用権資産の帳簿価額は、リースがタイプ A であれば、334,023 千円(162,806 千円+ 171,217 千円)となり、タイプ B であれば 361,188 千円( 189,971 千円+ 171,217 千円)になる。

続いて、借手は第 7 年度の期首に第 7 年度分の年間リース料を支払い、以下のとおり計上する。

(単位：千円)

(借方) リース負債	50,000
(貸方) 現金	50,000

この支払いにより、借手のリース負債は、リースの分類に関係なく、305,189 千円(355,189 千円-50,000 千円)になる。

借手は第 7 年度のリース費用を、リースの開始日における分類に従い、以下のとおり計上する。



### リースの開始日にタイプ A に分類される場合

借手は、使用権資産の将来の経済的便益を残存リース期間にわたり均等に費消すると見込んでおり、したがって使用権資産を定額法で償却する。

(単位：千円)			
(借方) 利息費用		23,896 (7.83% × 305,189)	
	(貸方) リース負債		23,896
(借方) 償却費用		37,114 (334,023 ÷ 9)	
	(貸方) 使用権資産		37,114

### リースの開始日にタイプ B に分類される場合

借手は残存するリース費用総額を以下の(a)から(b)を控除して算定する。

(a) 500,000 千円 (当初のリース期間における 50,000 千円/年×10 年分)、及び 275,000 千円 (延長リース期間における 55,000 千円/年×5 年分)、15,000 千円 (リース契約に際して発生する直接コスト) を加えた合計である 790,000 千円

(b) すでに費用として認識されているリース費用 309,000 千円 (51,500 千円/年×6 年分)

したがって残存するリース費用総額は、481,000 千円(790,000 千円- 309,000 千円)になる。その結果、借手は、認識すべき年間費用は 53,444 千円(481,000 千円÷ 残存リース期間 9 年)になると判断する。

(単位：千円)			
(借方) リース費用		53,444	
	(貸方) リース負債	23,896 (7.83% × 305,189)	
	(貸方) 使用権資産	29,548 (53,444- 23,896)	

### 貸手における会計処理

タイプ B リースの場合、貸手は現行のオペレーティング・リースと同様の処理をすることになる。つまり、貸手は原資産の認識を継続し、定額法又は収益の稼得パターンをより適切に表す他の規則的な方法によりリース収益を認識することになる。

#### タイプ A リースの当初測定

貸手は、現行のファイナンス・リースに類似するアプローチを適用する。リースの開始日に、貸手は資産の認識を中止し、以下を認識する。

- ▶ リース料受取債権 (借手がリース負債を認識する方法と類似)
- ▶ 原資産に対する貸手の権利を表す残余資産
- ▶ 原資産のリース部分に関する利益 (もしあれば)

#### タイプ A リースの当初認識後における測定

貸手は、リース債権及び残余資産に実効金利法を適用して利息収益を認識するとともに、リース料の受領に応じてリース債権を減額する。

リース債権及び残余資産は、IAS 第 39 号「金融資産：認識及び測定」及び IAS 第 36 号それぞれに定められる減損テストを実施する。

#### タイプ A リースの表示

貸手は、リース債権及び残余資産を、貸借対照表又は注記のいずれかにおいて、個別に表示する。リース関連の損益項目は注記で示されるか、損益計算書に個別に表示される。

#### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

#### 新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点を持ち、日本最大級の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザリーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。詳しくは、www.shinnihon.or.jpにて紹介しています。

#### アーンスト・アンド・ヤングのIFRS（国際財務報告基準）グループについて

国際財務報告基準（IFRS）への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるアーンスト・アンド・ヤングの構成員とナレッジの精錬に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。アーンスト・アンド・ヤングはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2013 Ernst & Young ShinNihon LLC

All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本有限責任監査法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

本資料はEYG no.AU1601の翻訳版です。

## セール・アンド・リースバック取引

セール・アンド・リースバック取引の会計処理は、両審議会が共同で進めている収益認識プロジェクトにおける支配要件に基づいている。支配が買手（＝貸手）に移転されるのであれば、取引は通常、販売取引及びリース取引として会計処理される。しかし、売手（＝借手）が引き続き資産の支配を保持するのであれば（たとえば、リース期間が残存耐用年数の大半を占める、又はリース料の現在価値が資産の公正価値のほとんどすべてを占める場合）、そのような取引は金融取引として会計処理される。

## 経過措置

両審議会は全面遡及適用、又は修正遡及適用アプローチを認めることを提案している。いずれのアプローチでも、表示される比較期間のうち最も早い期間の期首時点でリース関連資産及び負債が認識されることになる。修正遡及適用アプローチでは、リース関連資産及び負債の当初測定に関して簡便法を用いることや、リース期間の決定、及び契約がリースに該当するか否かの判断に後知恵を用いることが認められる。ただし、いずれのアプローチに従ったとしても、リース基準の遡及適用が免除されることはない。また両審議会は発効日に関する提案を行っていない。

## 適用日及び初度適用

今回の公開草案には、新リース基準の適用日に関する提案は含まれていない。

初度適用に関してはみなし原価に関する定めと、経過措置の一部利用に関する提案が含まれている。

## 今後の予定

公開草案に対するコメント提出期限は 2013 年 9 月 13 日である。